

勝浦町男女共同参画基本計画

勝浦町DV対策基本計画・勝浦町女性活躍推進計画

だれもが個性と能力を発揮し
いきいきと活躍できる社会の実現

令和4年(2022年)3月

勝 浦 町

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨及び背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
第2章 計画の基本目標及び基本理念・基本視点.....	7
1 少子高齢化の進展.....	7
2 家族形態の多様化.....	9
3 経済状況及び就業構造の変化.....	10
第3章 計画の基本目標及び基本理念・基本視点.....	12
1 基本目標.....	12
2 基本理念.....	12
3 基本視点.....	12
第4章 基本目標ごとの具体的な取組.....	14
1 人権尊重と意識改革.....	14
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）.....	18
3 あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）.....	22
4 だれもがともに安心して暮らせる環境づくり.....	28
第5章 推進体制の充実・連携強化.....	34
1 計画の推進体制の充実.....	34
2 庁内各課の役割の強化.....	34
3 町民と事業者、行政の連携及び協働.....	34
参考資料.....	35
1 男女共同参画社会基本法.....	35
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	38
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	44

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨及び背景

(1) 計画期間満了に伴う計画の見直し

本町は、平成17年(2005年)3月に「かつうら男女共同参画プラン」を策定しました。平成27年(2015年)3月には「勝浦町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、前計画の期間が令和元年(2019年)度で終了したことから、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため計画を見直し、新たな「勝浦町男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

(2) 「勝浦町第六次総合計画」との整合

令和3年(2021年)3月に策定した「勝浦町第六次総合計画」の施策の1つには「男女共同参画社会の推進」が掲げられ、基本方針として、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組むこと、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組むことが明記されるとともに、下記3項目の成果指標が掲げられています。

本計画は、「勝浦町第六次総合計画」と整合を図り策定します。

【総合計画に掲げられた成果指標】

指標の名称	現状値 令和元年(2019年)度	目標値 令和7年(2025年)度
男女共同参画における研修会の開催	1回	毎年1回以上
広報誌等による住民への啓発	1回以上	毎年2回以上
各種委員会等における女性の委員数の拡大	29.2%	33.3%

(3) 男女を巡る近年の法整備を踏まえた計画見直し

前期計画期間中に各種法整備がなされました。本計画は男女を巡る近年の法整備を踏まえて計画を見直します。なお、主な法整備を下記に挙げます。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行

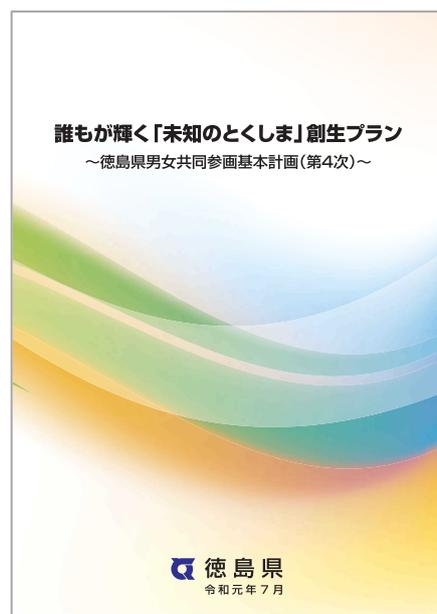
平成 27 年(2015 年)9 月に、男女共同参画社会基本法に基づく、女性の職業生活における活躍の推進について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

- 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和 12 年(2030 年)度末までの「基本認識」並びに令和 7 年(2025 年)度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第 5 次男女共同参画基本計画」が令和 2 年(2020 年)12 月に策定されました。

- 「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画(第 4 次)～」策定

令和元年(2019 年)7 月、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画となる、「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画(第 4 次)～」が策定されました。



● 育児・介護休業法の改正

平成 29 年（2017 年）1 月、介護をしながら働く方や有期契約労働者の方が介護休業、育児休業を取得しやすくなるように育児・介護休業法が改正され、施行されました。介護休業の分割取得、介護休暇の取得単位の柔軟化、有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、いわゆるマタハラ（女性社員の妊娠・出産が業務に支障をきたすとして退職を促すなどの嫌がらせをする）、パタハラ（男性社員が育児休業をとったり、育児のために短時間勤務やフレックス勤務を活用したりすることに対して妨害等をする）などの防止措置の新設などが盛り込まれています。

また、平成 29 年（2017 年）10 月、最長 2 歳まで育児休業が取得可能、事業主は妊娠等をしている労働者に育児休業等の制度を個別周知や育児目的の休暇を与えるための措置を講ずるよう努めることなどの改正がありました。

● ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正

ストーカー被害の相談を受けながら凶悪な事件を防ぐことができなかったことを教訓とし、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、平成 25 年（2013 年）10 月から施行されました。改正では、警察等の連携強化に重きが置かれ、従来よりも広い範囲の警察が、つきまとい行為を行う加害者へ警告する権限を持つようになりました。

平成 29 年（2017 年）1 月、同法の改正法案が施行され、SNS を利用したメッセージの送信等についても規制対象となりました。

（４）DV 被害の深刻化

平成 13 年（2001 年）4 月、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が制定されました。平成 25 年（2013 年）6 月の法改正では、法律の名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。

DV は、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、行動規制なども含まれ、さらに、これらの暴力が複合的に振るわれることで、DV の問題を複雑化、深刻化させています。

親密な関係にある配偶者等から、いわゆる「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」と言われる DV サイクルを繰り返すことで、被害者が自身の気持ちを合理化したり、暴力を振るわれる環境から逃げ出せない状況に陥ってしまったりすることでより事態が深刻化している傾向に

あります。また、DVは女性のみではなく少数ではありますが、男性が配偶者等から被害を受けていることもあります。

配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の実現を阻害するものであり、その根絶に向けて引き続き取り組むべき重要な課題です。

本計画は、DV対策基本計画としても位置づけ、様々な分野で女性が活躍できる社会を目指します。

(5) 将来の人口減少を踏まえた女性の活躍推進

令和2年(2020年)3月に策定した「勝浦町人口ビジョン」によると、今後も本町の生産年齢人口は減少することが推計されています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和42年(2060年)には、平成27年(2015年)に比べて70%以上もの人口減少が見込まれており、今後、急速な人口減少による労働力不足が懸念されます、

国では、国民ニーズの多様化やグローバル化等に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、平成27年(2015年)9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が施行されました。

本計画は、女性活躍推進計画としても位置づけ、様々な分野で女性が活躍できる社会を目指します。

2 計画の位置づけ

(1) 勝浦町男女共同参画基本計画

本計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、勝浦町における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

また、策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～」を踏まえるとともに、「勝浦町第六次総合計画」や「第2期勝浦町地域福祉計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

(2) 勝浦町DV対策基本計画

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画としても位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

(3) 勝浦町女性活躍推進計画

本計画には、女性の職業生活における活躍の推進に係る取組を含んでおり、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

3 計画の期間

この計画は、令和4年(2022年)度を初年度とし、令和8年(2026年)度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 「勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査」の実施

本計画の策定に先立ち、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、DVの状況等を把握するために、勝浦町にお住まいの20歳以上の方から無作為に対象者を抽出し「勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

(回収結果)

配布数	有効回収数	回収率
400 通	197 通	49.3%

(2) 策定委員会における審議

本計画の策定にあたっては、関係行政機関の職員、社会活動団体の代表で構成する策定委員会において、必要な事項について審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和4年(2022年)3月に、計画案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

第2章 計画の基本目標及び基本理念・基本視点

1 少子高齢化の進展

本町における年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳未満の人口が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加を続けていることが分かります。しかし、老年人口も令和2年をピークに減少に転じることが予想されています。

本町の合計特殊出生率（ベイズ推定値）は、平成15年～平成19年では、国及び徳島県を上回っていましたが、平成20年～平成24年以降は徳島県を下回る数値で推移しています。また、人口維持に必要とされる人口置換水準（2.07）を大きく下回る状態が続いています。

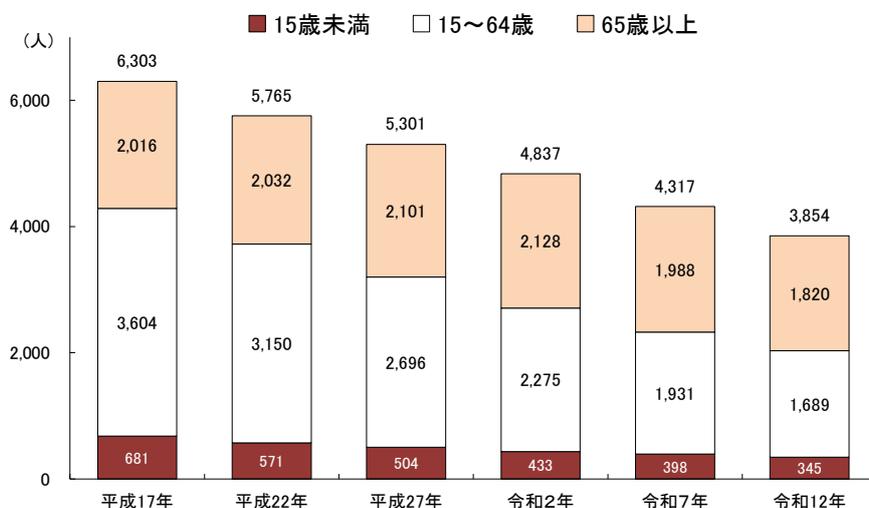
団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、本町において、後期高齢者の割合が急速に進行することが予想されます。

少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金・医療・福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化は、子育てに対する漠然とした不安や仕事と育児の両立の難しさ、子育てや教育に係る経済的負担など、多くの要因が複雑に作用するなかで個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。その中で、家庭生活での男女間の役割分担の偏りを原因とした、子育てに対する孤独感も無視することはできません。

女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの促進など、既存の子育て支援施策のみならず、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移及び推計



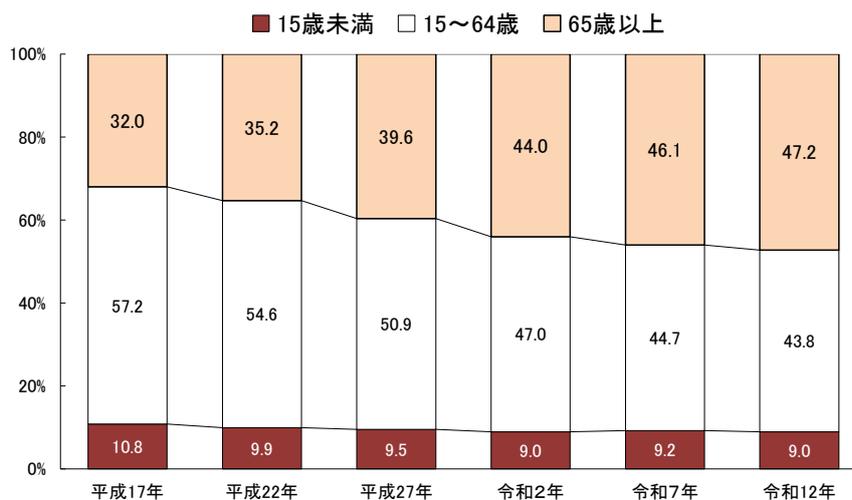
資料：国勢調査

各年10月1日現在

※年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

※令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による

図表 2 年齢3区分別人口の割合

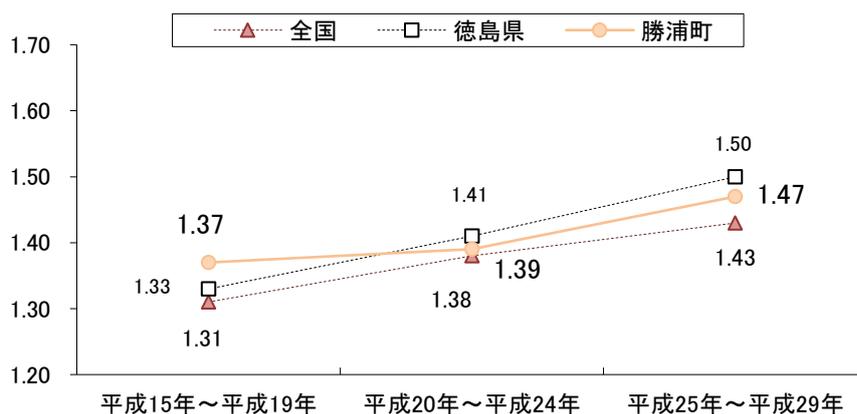


資料:国勢調査

各年10月1日現在

※令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による

図表 3 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料:人口動態保健所・市町村別統計

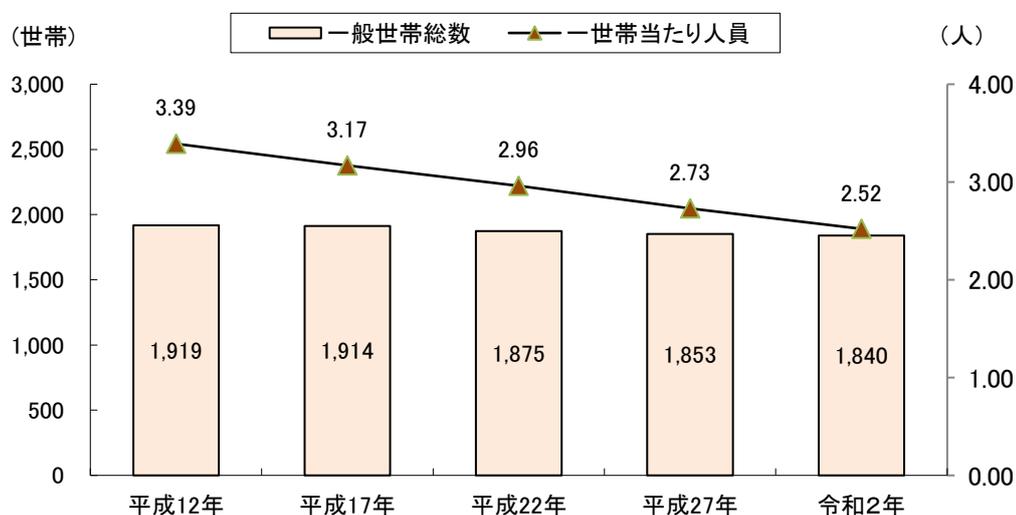
2 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などがあいまって、家族形態が多様化しています。本町の世帯数の推移は、平成17年から減少傾向にあり、一世帯当たり人員も一貫して減少を続けています。いわゆる核家族化が進行していることがうかがえます。

また、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていること、若い世代にも同じような傾向が見られることから、一世帯当たり人員の減少傾向は今後も続くものと考えられます。

世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなります。従来の固定的な性別役割分担意識を持ったままでは、家庭の安定を保つことは非常に困難になります。

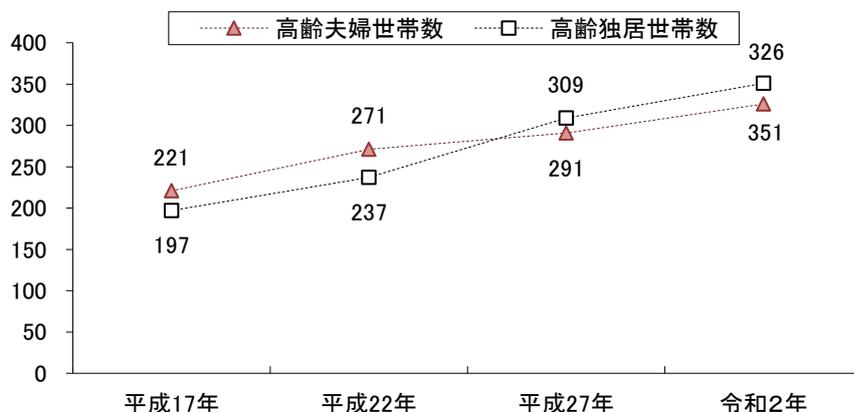
図表 4 世帯数の推移



資料: 国勢調査

各年 10月1日現在

図表 5 高齢者夫婦世帯と高齢独居世帯数の推移



資料: 国勢調査

各年 10月1日現在

3 経済状況及び就業構造の変化

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つにもなっています。

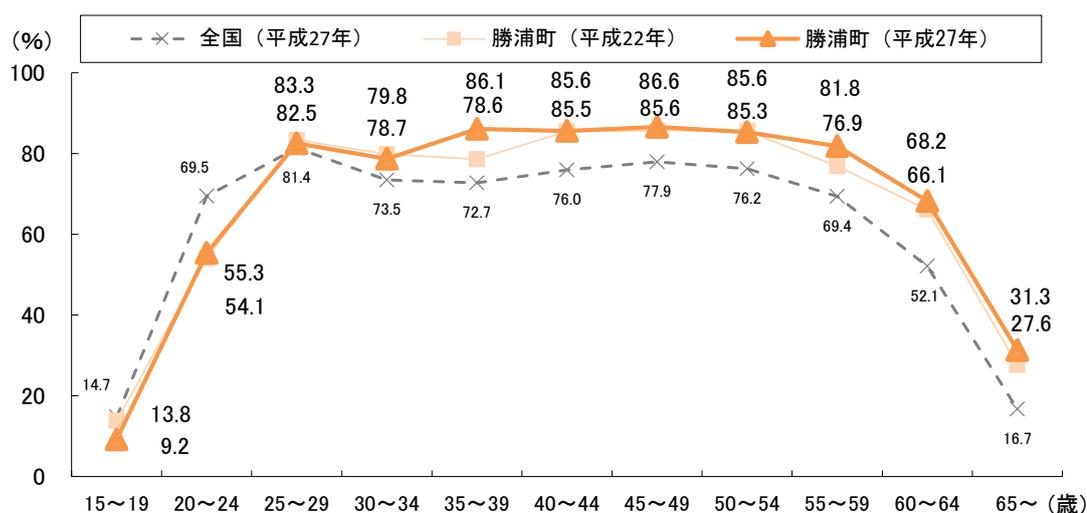
共働き世帯数が増加傾向にあるなか、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくなかったこれまでの経緯から、女性の年齢階層別労働力率はいわゆる「M字カーブ」と呼ばれてきました。

本町の女性の年齢階層別労働力率は、出産、育児期にあたる30～34歳で低くなっており、M字カーブを描いていますが、平成22年に「M字カーブ」の底であった35～39歳は、平成27年では86.1%に大きく上昇しています。また、全国と比較すると、15～19歳および20～24歳以外のすべての年代の労働力率が上回っていることがわかります。

しかし、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です。それは、男女の賃金格差につながりかねません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、女性非正規雇用者数が大幅に減少したとの報告もあり、本町でも、多くの女性が失業したことが推測されます。

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みが必要です。

図表 6 女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

4 前回計画の評価

前回計画で設定した数値目標の目標値と現状値及び評価は以下のとおりです。

【施策内容に対する達成度】

- 1 = おおむね目標を達成 (100%~80%) 2 = やや不十分 (80%~60%)
3 = 不十分 (60%以下) 4 = 未実施

目標項目	目標値	現状値 (令和元年度)	評価
町職員・教職員に対する研修	1回/年 以上	0回/年 以上	4
広報紙などによる住民への啓発	1回/年 以上	2回/年 以上	1
「男女共同参画」という用語の住民の周知度	100%	84.6%* (令和3年度)	1
住民に対する講演会の実施	1回/年 以上	1回/年 以上	1
女性を登用していない町の審議会等の数	0	2	1

※令和3年9月に実施した「勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査」で「男女共同参画社会」という言葉を「内容までよく知っている」、「内容も少しは知っている」、「聞いたことはある」と回答した割合の和

第3章 計画の基本目標及び基本理念・基本視点

本計画では、前期計画に掲げられた基本目標である、「だれもが個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現」を継承するとともに、「勝浦町第六次総合計画」で掲げられた基本方針を踏まえ、以下に挙げる4項目の基本理念を設定します。

なお、基本理念のそれぞれについて、現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を確認するための管理指標と数値目標を設定します。

1 基本目標

だれもが個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現

2 基本理念

基本理念1 人権尊重と意識改革

基本理念2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

基本理念3 あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

基本理念4 だれもがともに安心して暮らせる環境づくり

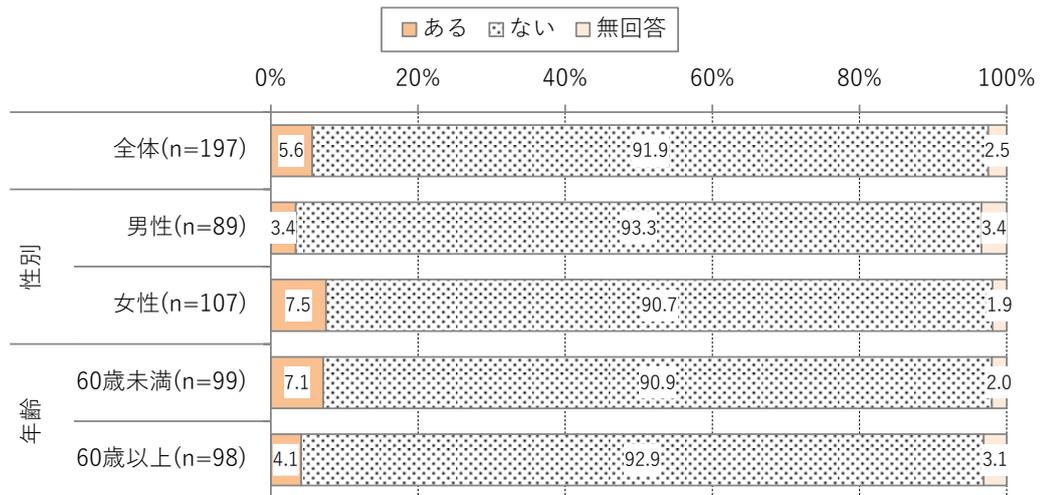
3 基本視点

（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、異性間の暴力の被害者の多くは女性で、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、男性の女性に対する所有意識などがあると言われています。このような女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力は多くが家庭内で発生することから潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。そのため、暴力を容認しない社会認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

図表 7 DV 経験者（周囲で見聞きした経験を含む）の割合



資料:勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書(令和3年(2021年)9月)

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた施策展開

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された SDGs (平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき 17 の環境や開発に関する国際目標) は、持続可能な世界を実現するために作られたもので、日本国内でも、全国の各自治体が自治体 SDGs への取組を強化しているところです。

SDGs の掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な世界を作ることと符合していることから、今回の計画見直しでは、SDGs の視点および目標設定の考え方を積極的に導入する必要があります。

SDGs で掲げられた持続可能な 17 の開発目標



第4章 基本目標ごとの具体的な取組

1 人権尊重と意識改革

法律や制度面での男女平等は進んだものの、固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、このことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっています。また、それは同時に男性にとっても仕事以外の多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

また、町民一人ひとりが自分自身の潜在意識や身近な生活の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが重要です。そのためには、職場・家庭・地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣行を見直す機会を増やすとともに、町民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を行っていく必要があります。

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革



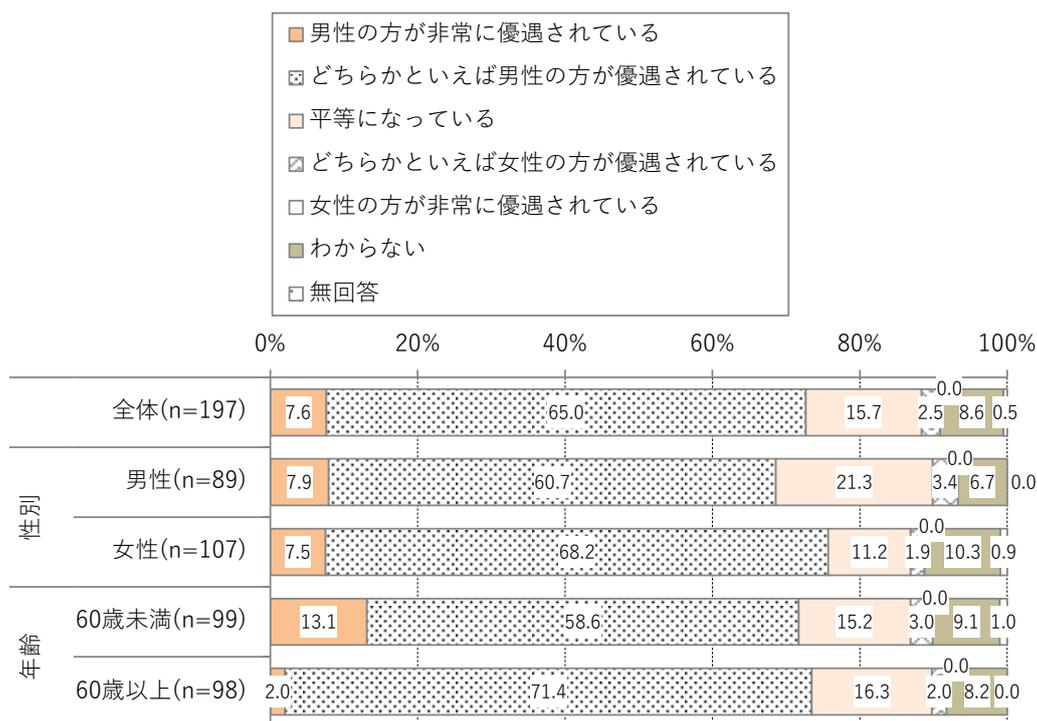
【現状と課題】

本町では、様々な機会、媒体を活用して、男女の平等意識の確立や固定的な性別役割分担意識の是正に向けた広報・啓発に努めてきました。

意識調査の結果を見ると、社会全体での男女の地位の平等感について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合は 72.6%となっており、「平等になっている」と回答した人の割合は 15.7%に過ぎません。依然として男性中心社会であることが分かります。

町民の意識を変え、男女共同参画への関心を高めるためにも、これまでの広報・啓発活動を必要に応じて見直しながら、さらなる充実を図る必要があります。

図表 8 男性と女性の地位は平等になっていると思うか（社会全体で）



資料:勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書(令和3年(2021年)9月)

【今後の取組】

No.	施策	内容
1	人権尊重・男女共同参画意識の啓発	社会における性別役割分担意識に基づく制度や慣行を見直す機会を提供します。
2		家庭の中の役割分担意識を見直す機会を設けるなど、男女の意識づくりの施策を充実します。
3		女性の人権尊重の視点から、町のあらゆる施策を男女共同参画の視点で点検します。
4	あらゆる媒体を通じた広報・啓発活動の推進	「広報阿波かつうら」やホームページ等を通じて、固定的な役割分担意識を解消するための広報・啓発活動を推進します。
5		「広報阿波かつうら」やホームページ等多様な媒体を活用し、住民の男女共同参画への理解を深めます。
6	他団体等との連携	国や県、NPO等民間団体との協働による啓発活動を行います。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
社会全体で男性と女性の地位は平等になっていると思う町民の割合	15.7%	30.0%
広報誌などによる住民への啓発	2回	2回/年以上
住民に対する講演会の実施	0回	1回/年以上
「男女共同参画」という用語の認知度	84.7%	100%

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

(2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実



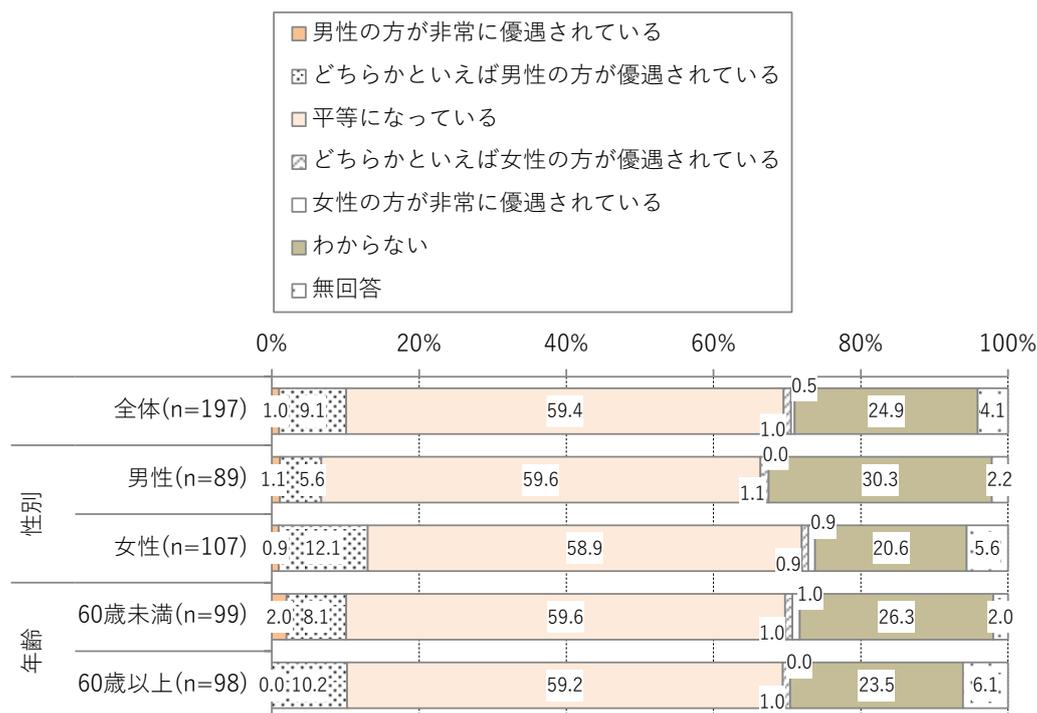
【現状と課題】

本町では、子どもの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。

意識調査結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校教育の場では平等になっていると回答した割合が59.4%と約6割となっており、他の分野に比べて男女平等が進んでいると感じている人が多いことが分かります。

しかし、家庭生活や職場、しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている人の割合が依然として高いため、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習は、今後も一層の推進が求められます。

図表 9 男性と女性の地位は平等になっていると思うか（学校教育の中で）



資料：勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書（令和3年(2021年)9月）

【今後の取組】

No.	施策	内容
7	学校等における教育・学習機 会の推進	教職員や保育者に対して、学習・研修の充実や意識啓 発を行い、資質の向上を図ります。
8		学校における男女の差別意識や性別役割分担意識の解 消に努めます。
9		学校教育において、一人ひとりの個性や能力を尊重す るとともに、人権の尊重・男女平等・相互理解について、 学習・指導の充実を図ります。
10	生涯学習の推進	男女の差別意識や性別役割分担意識の解消に努めま す。
11		慣習・慣行・制度について、男女共同参画の視点に立 って見直すための啓発活動を促進します。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
町職員・教職員に対する研修	0回	1回/年以上

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（DV 防止基本計画）

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなどの、性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会の実現を図る上で克服しなければならない重要な課題です。

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっている中、家庭内の問題としてもともと顕在化しにくいDVは、当事者が自らの被害・加害に気づかないまま見過ごされるリスクがさらに高まっていると考えられます。

DV防止にあたっては、予防の観点から、子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

また、近年、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノなど男女間の暴力も多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても情報の提供に努めるとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

（1）人権尊重の視点に立った暴力を許さない社会の形成



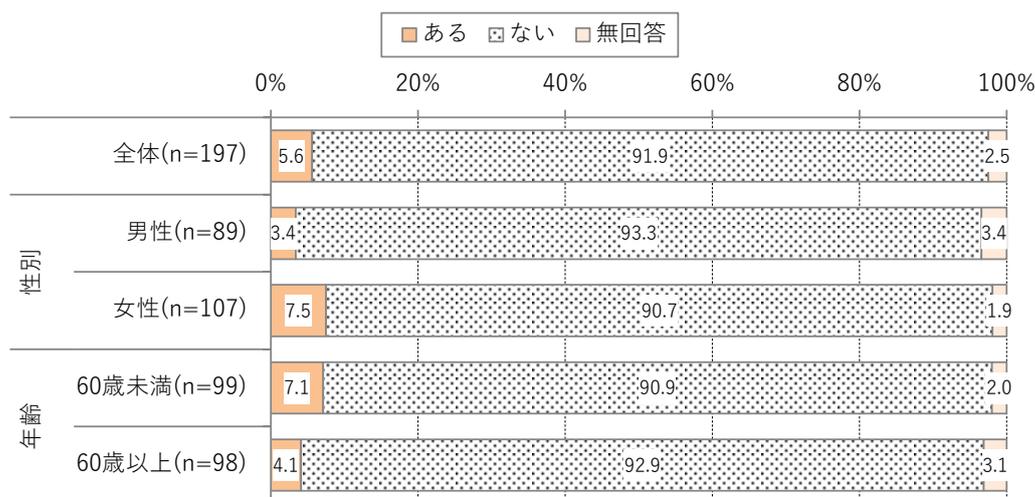
【現状と課題】

意識調査の結果を見ると、過去5年間で、DVを経験したり、身近で見聞きしたりしたことのある町民は5.6%と、一定数存在することが分かります。

男女間の暴力は、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々で、調査結果をみても、女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人がいることが分かります。しかし、相談件数や被害件数が多いのは圧倒的に女性であり、被害も深刻です。すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。国の調査（男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査））では、心理的・経済的DVの認識について、男女間で差が見られたとの結果も出ており、DVに関する正しい認識を周知、教育していく必要があります。

近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為）も問題となっていますが、女性に対する暴力の背景には、「男らしさ」「女らしさ」といった固定的な性別意識が根強いことや、男女の経済力の格差など、男性優位の社会構造等が考えられます。DVは、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、町民一人ひとりが、どんな暴力も絶対に許さない、被害を見逃さない、という意識を持つことが重要です。

図表 10 DV 経験者（周囲で見聞きした経験を含む）の割合（再掲）



資料：勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書（令和3年(2021年)9月）

【今後の取組】

No.	施策	内容
12	広報・啓発活動の実施	夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等あらゆる暴力を根絶するため、「広報阿波かつうら」やホームページ等の媒体を活用し、啓発活動を推進します。
13		職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを未然に防止するため、啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。
14	研修会等の開催	交際相手等からの暴力を防止するため、また、将来、女性に対する暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象とする研修会を開催します。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の認知度	90.8%	95.0%

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

(2) 支援体制の整備及び関係機関との連携強化



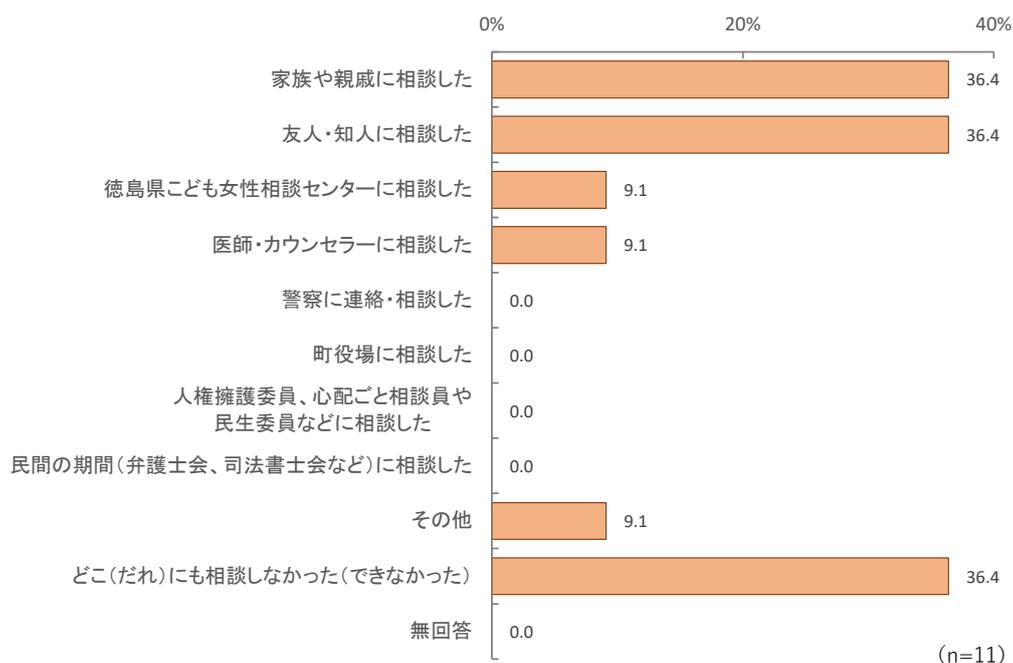
【現状と課題】

女性の暴力被害に対する相談窓口は、警察の他にも、配偶者暴力相談支援センター（徳島県中央こども女性相談センター）等が設置されています。本町はこれらの関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ってきましたが、意識調査の結果を見ると、約3人に1人(36.4%)が、DVなどの人権侵害を受けたり見聞きしたりしても相談しなかった（できなかった）と回答しています。

DVの被害にあった人の相談先としては、家族や親族、友人・知人が多いのが現状です。身近に相談できる家族や友人等がない場合、被害を受けても相談する先が無く、地域や家庭で孤立してしまうことも考えられます。コロナ禍で外出を控えがちになっている現状は、従来にも増して問題が潜在化するリスクが高い状況であることを踏まえ、今後も公的相談窓口の存在をさらに周知することで、DV被害の潜在化を防ぐ取組が必要です。

また、被害者が安心して相談できるよう、相談員の資質向上等、さらなる支援体制の充実が必要です。

図表 1 1 DVについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしたことがあるか



資料:勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書(令和3年(2021年)9月)

【今後の取組】

No.	施策	内容
15	相談体制の充実	住民に対し、DV等の被害にあった場合、すぐに相談することができるよう、行政機関等が開設している相談窓口の周知を行います。
16		県や警察などの関係機関と連携を図り、DV、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、児童虐待などの暴力の被害者等が安心して相談できる窓口を充実します。
17	支援体制の整備	暴力を受けた女性に、カウンセリング専門機関や専門医の情報を提供し支援をします。
18	関係機関等との連携	県や関係機関、地域住民などと連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりを一層推進します。
19		青少年の健全育成を目的として、県や警察など関係機関との連携を強化し、性や暴力に関する有害環境の浄化活動を促進します。
20	民間団体等との連携	DV等の被害者をケアする民間団体や民間シェルターの設立を支援します。
21		関係団体と連携した自立支援のネットワークを充実し、DV等の被害者支援を行います。
22		女性に対する暴力や児童虐待等の防止に取り組む団体等と連携し、その活動を支援します。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
DVについて相談しなかった（できなかった）人の割合	36.4%	10.0%

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

3 あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにも関わらず、政策・方針決定過程に女性が十分参画できているとはいえません。社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが、男女共同参画社会を形成していくために必要です。

社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるためには、女性が活躍できるような環境の整備を進める必要があります。また、女性自身がさらに力量を高めていくこと（エンパワーメント）も重要です。

（1）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大



【現状と課題】

本町では、町のすべての審議会等に女性を登用するとともに、各種協議会等における女性委員数の拡大を目標に取り組んできました。

地域に目を向けると、女性の地域活動への参加は活発になされていますが、自治会やPTAの会長など、地域等の団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行があることが課題となっています。

社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されたり、女性を受け入れる環境づくりが出来ていなかったりすることが考えられ、方針決定の場への女性の参画を進める上で課題が多いことが分かります。

【今後の取組】

No.	施策	内容
23	審議会・委員会等への女性の積極的登用	審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策方針決定に男女の意見を共に取り入れた町政を推進します。
24		女性自身が政策・施策等決定の場に参画する意識を高めるための啓発に努めます。
25	地域活動団体・事業所などにおける女性の参画促進	地域における自治会活動等において、男女が共に方針決定等の場に参画できるよう、啓発活動を促進します。
26		地域の慣習やしきたりの見直しができるよう、地域の意思決定の場へ女性が参画しやすい環境づくりを推進します。
27	女性の人材育成と研修の充実	県等が主催する女性リーダーの育成を目的とした講座に積極的な参加を促し、女性の能力発揮に向けた企業・地域団体等の取組を支援します。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
女性を登用していない町の審議会等の数	2	0
各種協議会等における女性の委員数の拡大	34.8%	45.0%

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

(2) 働く場における男女共同参画の推進



【現状と課題】

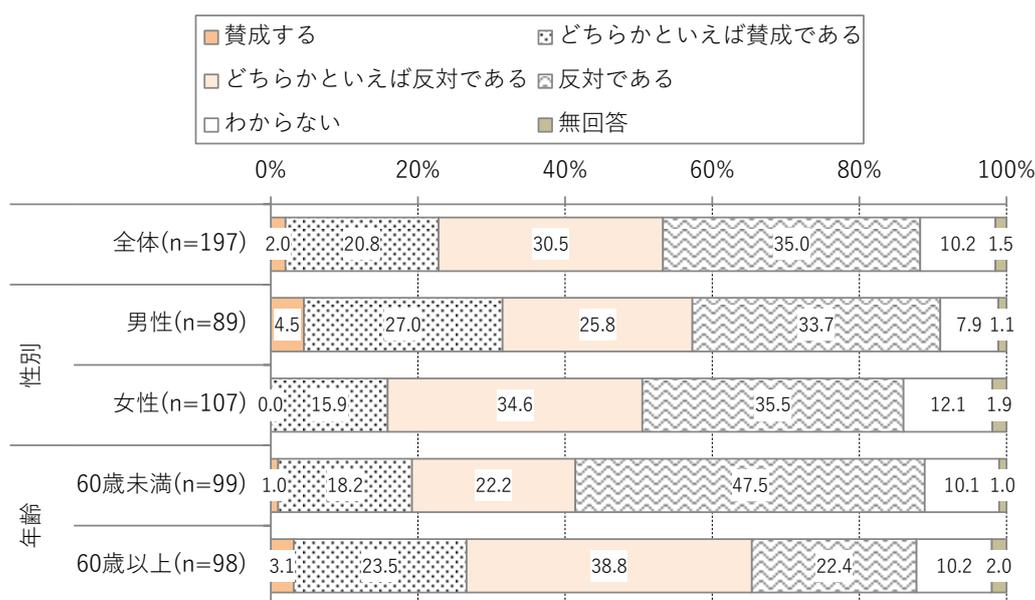
就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。また、今日の少子高齢・人口減少社会においては、経済社会の活力を維持するため、労働力を安定的に確保することが極めて重要となっています。しかしながら、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です。妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・

雇い留め・降格などの不利益な取扱い（マタニティ・ハラスメント）を受けることなく就業を継続していくためには、多様な働き方に対応した就業支援や環境整備が重要です。

意識調査結果では、本町において「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は 65.5%となっており、以前に比べて町民の意識が徐々に高まっていることが見て取れます。

働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現し、活躍できる社会づくりを目的とした「女性活躍推進法」が平成 27 年（2015 年）9 月に施行されました。働く男女が就労を続けていくためには、職場での固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。また、男女ともに育児休業の取得など、仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、町民や事業者への啓発を行うとともに、社会環境の整備を進める必要があります。また、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取組が必要です。

図表 1 2 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか



資料：勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書（令和3年(2021年)9月）

【今後の取組】

No.	施策	内容
28	男女平等の職場環境づくりの普及・啓発	広報紙等を通じて女性の労働条件や就業環境の向上を図るため、男女の均等な雇用機会と待遇の確保について法制度の周知・啓発活動に努めます。
29		農林業、商工業等の自営業に従事する女性に対等なパートナーとして参画できるよう啓発活動に努めます。
30		自営業の重要な担い手となっている女性が知識や技術、経営管理能力を習得できるよう、各種研修会等の学習機会の提供に努めます。
31	女性のチャレンジ支援	女性の再就職に向けて、より高い技術、資格を身につけるためのキャリアアップ支援の情報提供に努めます。
32		就業能力向上に向けて、技術、知識習得のための職業訓練などの情報提供に努めます。
33		女性のチャレンジ応援サイトの活用を推進し、再就職を希望する女性に幅広い情報提供に努めます。
34		女性の再就職に関する情報提供や起業に関する融資制度の情報提供を行い、再就職や起業をめざす女性の支援に努めます。
35	育児・介護休業制度の確立など職場環境の改善	男女が家族の一員としての責任を果たしながら働き続けることができるように、育児休業・介護休業制度等の活用について周知・啓発活動に努めます。
36		育児・介護休業制度について、男女が共に取得しやすい・取得できる気運づくりに努めます。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
町の管理職に占める女性職員の割合	29.4%	40.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	65.5%	80.0%

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進



【現状と課題】

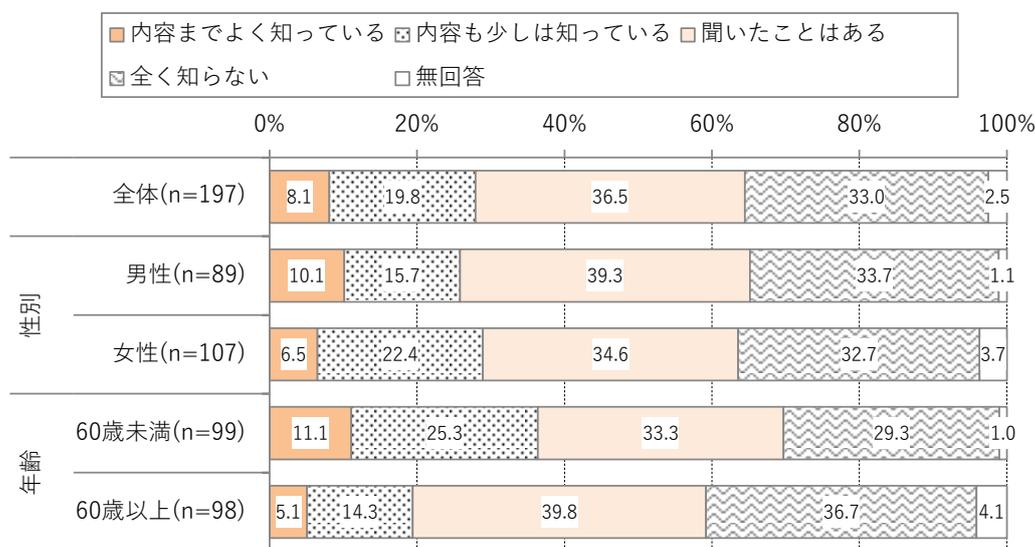
仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、家事・育児・介護、地域活動なども暮らしに欠かすことのできないものであり、男女ともにその充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。働きたい女性が子育てや介護等によって働くことができなくなることを防ぐため、多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が課題です。

ワーク・ライフ・バランスの推進は事業所の理解が不可欠です。少子高齢化の進行により労働人口が減少するなか、事業所にとっては優秀な人材の確保が重要な課題となっていますが、時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は女性の就業の定着率が高まる傾向にあるほか、就職希望者も増え、優秀な人材が集まりやすくなっています。また、従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり、生産性の向上につながるというメリットもあることから、さらなる事業所への啓発が必要です。

意識調査の結果を見ると、町民におけるワーク・ライフ・バランスの認知度も未だ低い状況にあることから、まずは用語を認知していただくことが必要です。

また、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現していくために、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、介護をしながら働き続けることができる環境整備が重要です。

図表 13 「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)の認知度



資料:勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書(令和3年(2021年)9月)

【今後の取組】

No.	施策	内容
37	家庭生活・地域社会への男女 共同参画の促進	男女が性別による固定的な役割分担意識にとわられることなく、共に家庭生活に対しても責任を持つことができるよう広報・啓発活動に努めます。
38		子育てに関する情報の提供を図り、育児についての相談窓口の充実や、相互援助活動の支援を図ります。
39		徳島ファミリー・サポート・センターの利用増進を図ります。
40		男性の育児・家事・介護参加に対する意識の向上を図ります。
41		家庭生活に積極的に参加できるよう、男性の育児・介護休業制度などの利用促進を図っていきます。
42	多様なニーズに応えられる 子育て環境等の充実	子育てサークル等、地域住民による子育て支援活動を支援します。
43		徳島ファミリー・サポート・センターの周知に努め、利用増進を図ります。
44	子育てに関する相談体制の整備	子育てに関する情報の提供を図り、育児についての相談窓口の充実や相互援助活動の支援を図ります。
45	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	男女が共に仕事や家庭生活、地域活動など様々な活動について自分の希望するバランスで展開し、両立できる社会となるよう取組を進めます。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
計画期間中の町職員における男性の育児休業取得率	0%	100%
「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）という用語の認知度	64.4%	75.0%

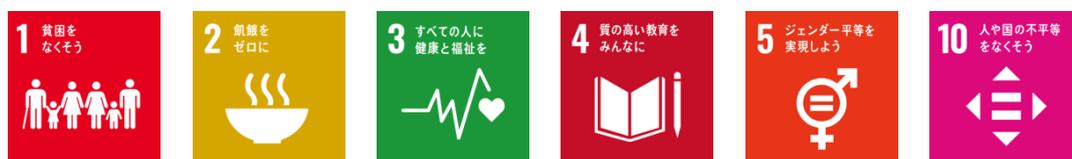
※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年度。ただし、男性の育児休業取得人数の数値目標は、令和4年(2021年)度から令和8年(2026年)度までの累計値。

4 だれもがともに安心して暮らせる環境づくり

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、またグローバル化の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していくなかで、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。

支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援が求められています。

(1) 生涯を通じた健康支援



【現状と課題】

本町では、性の理解と尊重について、学校教育の中で、子どもの発達段階に応じた性教育などを行っています。子どもの、こころや体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭・学校・地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

近年、「生理の貧困」が大きな課題として挙げられるようになりました。「生理の貧困」とは、経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できないことを指します。1日あたり約100円～140円であっても、限られた収入やお小遣いの中から生理用品を購入しなければならない状況のなかで、食費や交通費、学費等のより優先度の高い支払いを優先させざるを得なくなっている状況はとても深刻であるといえます。

今後も、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

【今後の取組】

No.	施策	内容
46	生涯にわたる健康づくりの 推進	女性に特有ながん(子宮がん、乳がん等)更年期や、女性に圧倒的に多い骨粗しょう症などを予防するため、正しい知識の普及啓発を図ります。
47		楽しみながら健康づくりを行えるスポーツを普及させます。
48		HIV 感染/エイズに関する正しい知識の普及啓発や予防教育を推進します。
49		飲酒・喫煙・薬物乱用などが心身に及ぼす影響についての十分な知識の啓発をします。
50		性と生殖に関する健康の重要性について、思春期の男女に対し、自らの判断で正しい行動がとれるよう生命の尊重や性に関する学習活動を支援します。
51		ライフステージに応じた健康づくり、食育推進に向けた支援を行い健康寿命の延伸を推進します。
52	妊娠・出産等に関する健康支援	勝浦町子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援に努めます。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
特定健診受診率（男性）	39.8%	65.0%
特定健診受診率（女性）	49.0%	65.0%

※ 現状は令和2年(2020年)度、目標は令和5年(2023年)度。

(2) 様々な困難を抱える人への支援



【現状と課題】

本計画策定時点では新型コロナウイルスの感染が収束しておらず、いわゆるコロナ禍の長期化により、町民の生活や経済への影響が拡大することも予想されます。飲食店などが休業や時短営業を迫られることにより、倒産・閉店や、早期退職、雇い止め等によって、そこで働いていた従業員の収入が途絶えたり、減ったりすることで生活が厳しくなっている状況もみられます。

女性をはじめ、フリーランス、非正規雇用、低所得層ほど、感染拡大により大きな経済的影響を受けており、世帯の家計収入の面で苦境に陥ることで貧困問題が拡大・深刻化していると言われています。

また、支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援が求められています。

特に、高齢単身女性世帯や母子世帯等のひとり親世帯は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、困難に直面しても、コミュニティ内で相談できる人がいない場合、地域の中で孤立する危険があります。関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化も必要ですが、できるだけ単一の窓口で解決が図られるよう体制づくりに努めていくことも大切です。

平均的に、女性は男性よりも長寿の傾向があることから、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けるともいえます。また、障がいがあること、外国人であることなどに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれられないよう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組が必要です。さらに、最近では性的少数者の人権問題が顕在化しつつあり、性同一性障がいや性的指向等を理由に困難な状況に置かれられないよう、更なる啓発の取組が求められています。

【今後の取組】

No.	施策	内容
53	ひとり親家庭等の生活安定と自立支援	地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援と生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実に努めます。
54		ひとり親家庭に対する各種施策の周知に努めます。
55		ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るために母子・父子自立支援、民生委員児童委員、関係機関との連携を強化し、相談事業の充実に努め、施策の利用について支援します。
56		ひとり親家庭の自立支援策として、町営住宅への優先入居を検討します。
57	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。
58		シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。
59		高齢者が行う地域活動やサークル活動を支援し、学習活動、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。
60		高齢者が仲間づくりをしながら生きがいを見いだせるようにするため、老人クラブ等の育成に努めます。
61		障がいのある人が暮らしやすい住環境整備を推進します。
62		障がいのある人が社会的に孤立することなく、自身の能力や意欲を持って社会参画し、自立した生活を送ることができる環境づくりを支援します。
63		障がいの種別に関わらず、障がいのある人が必要なサービスを必要な時に受けられるよう、利用者本位の障がい福祉サービスの提供を推進します。
64		障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、就労支援やスポーツ・文化・芸術など、様々な日常活動を支援します。
65		国際化に対応し、町内在住外国人が暮らしやすく、人権が守られた地域づくりを推進します。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
「性的マイノリティ」（LGBT等）という言葉の認知度	77.7%	90.0%

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

(3) 防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進



【現状と課題】

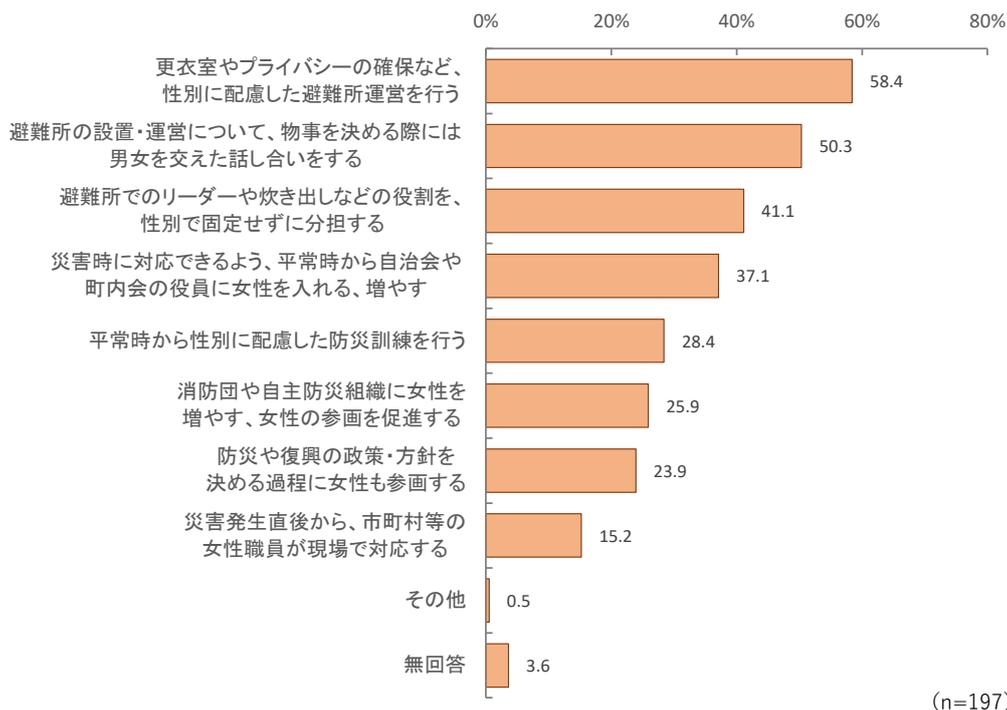
自然災害の多くは、その発生を完全に防ぐことは困難であるものの、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ることは可能です。災害を受け止める側の社会の在り方によっても、女性が受ける被害の大きさが決まることもあり得ます。

災害に直面してから復興するまでのあらゆる局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することを推進していく必要があります。

また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施することも必要です。

意識調査の結果からは、性別の違いに気を配った防災・災害対応のためにはどのようなことが必要だと思うかという設問について、「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」と回答した人が最も多く、58.4%となっていますが、「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」（50.3%）、「避難所でのリーダーや炊き出しなどの役割を、性別で固定せずに分担する」（41.1%）など、多様な項目に対する意見が挙がっています。男女のニーズの違いを踏まえ、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

図表 1 4 性別の違いに気を配った防災・災害対応のためにはどのようなことが必要だと思うか



資料:勝浦町男女共同参画に関する町民意識調査結果報告書(令和3年(2021年)9月)

【今後の取組】

No.	施策	内容
66	男女共同参画の視点に立った災害対応についての啓発	女性の防災・減災活動への積極的な参加を促進し、女性の視点に立った防災・減災活動を推進します。
67		だれにもやさしいまちづくりを推進するため、公共施設には出来るかぎりユニバーサルデザインを取り入れます。
68	男女共同参画の視点に立った物資の備蓄	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定度を備蓄します。
69		個々人によってニーズが異なる食料、生活必需品等については、町が備蓄している女性用品や乳幼児用品等についての品目、量、備蓄場所を可能な限り住民に対し示すとともに、各人の備えを促します。

【管理指標】

項目	現状値	数値目標
女性の防災士資格取得数	23人	33人

※ 現状は令和3年(2021年)度、目標は令和8年(2026年)度。

第5章 推進体制の充実・連携強化

1 計画の推進体制の充実

計画策定後の取組について報告し、庁内各課の連携と整合のとれた施策の推進を図るとともに、策定委員会の中で各種審議を行い、本計画の推進状況等について、広く町民に公表していきます。

2 庁内各課の役割の強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努めます。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要なことへの認識を深め、連携・協力しながら推進していきます。

3 町民と事業者・行政の連携及び協働

男女がともに自立し支えあう理想的な地域社会は、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。このため、本計画においては、地域における男女共同参画ネットワークづくりを推進しながら、男性も女性もともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していきます。

参考資料

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正: 令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し 被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力

相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者

- の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。
 - 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
 - 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親

- 族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- (迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

発 令:平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号
最終改正:平成 29 年 3 月 31 日号外法律第 14 号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女

性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により

- 設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- (一般事業主に対する国の援助)
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第三節 特定事業主行動計画
- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」とい

- う。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- (職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に

- 応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)
- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(国等からの受注機会の増大)
- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。
(啓発活動)
- 第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
(情報の収集、整理及び提供)
- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
(協議会)
- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 学識経験者
 - その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域

- の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)
- 第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(協議会の定める事項)
- 第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第五章 雑則
- (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)
- 第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
(権限の委任)
- 第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)
- 第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
- 第六章 罰則
- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第十条第二項の規定に違反した者
 - 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。
- 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略]附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

① 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出るとともに、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

② 常時雇用する労働者の数が三百人を超える一般事業主は、女性の職業選択に資するよう、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供実績及び労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備実績に関する情報を定期的に公表しなければならない。

③ 厚生労働大臣は、認定一般事業主の申請に基づき、当該事業主について、女性活躍の推進に関する取組の実施状況が特に優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

④ 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、①は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

本法は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第24号)によって、主に、次のとおり所要の改正が行われました。

勝浦町男女共同参画基本計画

勝浦町DV対策基本計画・勝浦町女性活躍推進計画

～ だれもが個性と能力を發揮し、いきいきと活躍できる社会の実現 ～

発行年月：令和4年（2022年）3月

編集：勝浦町 住民課

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

TEL 0885-42-1501 FAX 0885-42-3028